

令和5年3月20日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について
(大阪府の対応等は確定次第、改めて情報提供予定)

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年3月17日付で標記事務連絡が厚生労働省より発出されましたので、情報提供いたします。

本事務連絡では、各都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の医療提供体制構築等を検討するよう改めて依頼されています。

特に入院医療体制、入院調整に関しては、各都道府県において「移行計画」を策定することが記載されています。地域の医療関係者等とも協議の上、幅広い医療機関で新型コロナの患者が受診できる医療体制に向けた具体的な方針、目標等を示した9月末までの計画を策定することとなっています。

大阪府内の対応等については、詳細が判明次第、改めてご連絡いたしますが、現状をご理解いただきたく情報提供いたします。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

●通知文書掲載先（厚生労働省ホームページ。2023年3月17日付通知ご参照）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00416.html



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)